

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件

(防衛一七一)

○防衛省告示第百七十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十四年七月十一日次のとおり決定された。

平成二十四年七月十二日

防衛大臣 森本 敏

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地…約四、九〇〇平方メートル
			国有	建物…約五〇平方メートル
			国有	工作物…水道等

平成二十四年五月二十五日

六〇一九 金武レッド・ビーチ 沖縄県国頭郡金武町 国有 土地…約二、六〇〇平方メートル  
訓練場 平成二十四年六月十五日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

五〇二九 佐世保海軍施設 佐世保市 水域…約五〇、〇〇〇平方メートル

佐世保市が調査工事を行うため共同使用する。

使用期間…調査工事完了の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

四〇九二 岩国飛行場 岩国市 国有 建物…約一一、〇〇〇平方メートル

国有 工作物… 囲障等

宿舍等として追加提供する。

五〇二九 佐世保海軍施設 佐世保市

国有 建物… 約一六、〇〇〇平方メートル

国有 工作物… 門等

家族住宅等として追加提供する。

五〇八六 立神港区 佐世保市

国有 建物… 約二、三〇〇平方メートル

国有 工作物… 門等

変電所として追加提供する。

五一二〇 日出生台・十文字原 由布市

国有 土地… 約七、六〇〇平方メートル

演習場

演習場として追加提供する。

陸上自衛隊湯布院日出生台大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。

五一二五 健軍駐屯地

熊本市

国有

この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物・約三〇平方メートル

事務室として追加提供する。

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

使用している期間中は、地位協定の関連

ある条項が適用される。

工作物・電話線路

通信ケーブルとして追加提供する。

六〇三一 キャンプ・マクトリ うるま市

国有

アス

六〇四四 キャンプ瑞慶覧

うるま市

国有

工作物…電話線路

通信ケーブルとして追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

- 1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
- 2 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
- 3 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
- 4 北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

## 二 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

## 三 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十四年七月十四日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。